

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 研究開発費の税引前控除に関する新しい政策指針

(財政部及び税務総局公告 2023 年第 7 号)

企業の研究開発投資をさらに促進し、技術革新を支援するため、研究開発費の税引前控除に関する新しい政策が発表されました：

***適用主体：**

タバコ製造業、宿泊・飲食業、卸売・小売業、不動産業、レンタル・ビジネスサービス業、娯楽業などを除く業種の企業が対象となります。

一、研究開発費控除に関する具体的な方針について

企業が研究開発活動を行う上で実際に発生した研究開発費について、無形資産に計上せず、当期の損益に計上される場合、2023年1月1日以降、規定に基づき実際に発生した金額を控除した上で、さらに実際に発生した金額の100%が税前控除されることとなります；無形資産に計上する場合、2023年1月1日以降、その費用の200%税引前償却します。

二、研究開発費加算控除政策が適用される活動の範囲

科学技術に関する新しい知識の獲得、科学技術に関する新しい知識の創造的活用、または技術、製品（サービス）およびプロセスの大幅な改善を目的として、企業が実施する明確な目的を持った継続的かつ体系的な活動。

以下の活動は、税引前加算控除対象外です：

1. 企業の製品（サービス）を日常的にアップグレードすること。
2. 一般に公開されている新しいプロセス、材料、装置、製品、サービス、知識の直接採用など、科学的研究成果の直接的応用。
3. 商業化後に企業が顧客に提供する技術サポート。
4. 既存の製品、サービス、技術、材料、プロセスに対する反復または単純な変更。
5. 市場調査研究、効率調査または経営調査。
6. 産業（サービス）プロセスまたはルーティンの一部としての品質管理、試験および分析、修理および保守。
7. 社会科学、芸術または人文科学における研究。

三、研究開発費の加算控除の範囲

1. 人件費

研究開発活動に直接従事する人員の賃金・給与、基礎年金保険料、基礎医療保険料、雇用保険料、労働災害保険料、出産保険料、住宅資金、および外部研究開発人員の人件費。

2. 直接投入コスト

(1) 研究開発活動で直接消費される材料費、燃料費、電力費。

(2) 中間テストや製品の試作に使用する金型やプロセス機器の開発・製造費用、固定資産に該当しないサンプル・試作品・一般試験手段の購入費用、試作品の検査費。

(3) 研究開発活動に使用される機器・設備の運転・保守、調整、点検、修理の費用、および研究開発活動のためにオペレーティング・リースにより借り入れた機器・設備のリース料。

3. 減価償却費

研究開発活動に使用される機器・装置に対する減価償却費。

4. 無形資産の減価償却費

研究開発活動に使用されるソフトウェア、特許、非専有技術（ライセンス、ノウハウ、設計、計算方法などを含む）に対する償却費。

5. 新製品設計、新プロセスプロトコル開発、新薬開発のための臨床試験、探鉱・開発技術のための実地試験などのための費用。

6. その他

研究開発活動に直接関連するその他の費用。例えば、技術図書・資料の購入費、資料の翻訳費、専門家への相談料、ハイテク分野の研究開発に関する保険料、研究開発成果の検索・分析・評価・証明・鑑定・評価・検収料、知的財産権の出願料・登録料・代理料、出張費、会議費、厚生年金保険料・付加医療保険料。なお、これらの費用の合計額は、損金算入される研究開発費の総額の10%を超えない範囲内。

四、委託、共同、集中の加算に関する政策

1. 企業が研究開発活動を外部の組織や個人に委託して発生した費用は、委託先の研究開発費に含まれ、実際に発生した費用の80%を加算控除として計算され、委託先がさらに加算控除をすることはできません。国外で委託された研究開発活動に要した費用は、実際に発生した費用の80%が委託者の委託研究開発費に算入されます。中国国外に委託された研究開発費のうち、中国国内における適格研究開発費の3分の2を超えない部分は、規定に従って企業所得税の前に控除することができます。

2. 企業が共同で開発したプロジェクトについては、各当事者が実際に負担した研究開発費について、個別に加算控除を計算します。

3. 企業グループの生産・運営及び科学技術発展の実情に応じて、集中的な研究開発を必要とする技術要求が高く、投資額が大きいプロジェクトについて、企業グループが負担する実際の研究開発費を、権利と義務の整合性、費用支出と収益分配の比例性の原則に従って合理的に決定し、研究開発費の配分方法を受益企業に配分し、関連企業は加算控除を別途算定することができます。

五、研究開発費上乗せ控除方針の会計処理・管理について

1. 中国の財務会計制度の要求に従い、研究開発費の会計処理を行う必要があります。同時に、研究開発プロジェクト別の控除対象研究開発費の補助会計を設け、その年に控除可能な研究開発費の実際の額を正確に会計処理する必要があります。企業が一会計年度に複数の研究開発活動を実施する場合、追加控除が可能な研究開発費は、異なる研究開発プロジェクトに応じて別々に会計処理しなければならない。

2. 研究開発費と生産・運営費を区分して会計処理し、正確かつ合理的にグルーピングしなければならない。

お見逃しなく！

近年、中国では研究開発費の損金算入の割合を増やす傾向にあります。企業の研究開発投資増加を支援する政策を推進しているので、自社の実情に合わせて、新政策の適用を考えてみてはいかがでしょうか。